弁護士法人宇都宮東法律事務所主催セミナー

【栃木県の中小企業経営者・労務担当者向け】

問題社員対応
カスハラ対策義務化
公益通報者保護法改正

このようなことでお悩みの方は是非ご参加ください

- ☑ 問題社員への改善指導、教育、懲戒処分の実施方法について知りたい
- ☑ 懲戒処分・懲戒解雇を行う場合の判断基準を明確にしたい
- ☑ カスハラから従業員をどう守ればよいか、対策の進め方を知りたい
- ☑ 労務・コンプライアンスのリスクに備えたい
- ☑ 内部通報制度を整備したいが、運用方法が分からない

会場 オンライン（zoomを使用します）　**費用** 無料

講師 弁護士法人宇都宮東法律事務所
弁護士伊藤一星・大熊拓亮・福嶌秀渉（栃木県弁護士会所属）


伊藤一星


大熊拓亮


福嶌秀渉

【メッセージ】

近年、問題社員への対応、カスタマーハラスメント対策、公益通報者保護制度の改正など、企業が向き合うべき法的リスクは複雑さを増しています。本セミナーでは、こうした実務上の課題について、私たちが分かりやすく解説いたします。

コンプライアンス意識が高まっている中、企業経営においてこれらの課題に真摯に向き合って対策を講じることは、自社の企業価値を向上させることにもつながります。

無料かつオンラインで実施いたしますので、是非お気軽にご参加いただければと思います。

弁護士法人 宇都宮東法律事務所
主催：弁護士法人宇都宮東法律事務所
（栃木県弁護士会所属）　FAX:028-612-6071
【住所】栃木県宇都宮市東宿郷4-1-20　山口ビル4階
内容に関するお問い合わせは
028-612-6070

弁護士法人宇都宮東法律事務所主催セミナー

セミナー概要

本セミナーシリーズでは、企業が直面する労務・コンプライアンスの重要テーマを、3回にわたり取り上げます。9月は「問題社員対応の実務」として、対応に苦慮しがちなケースへの適切な進め方を解説します。11月は「カスハラ対策義務化」をテーマに、義務化を見据えた具体的な備えと、従業員を守る体制づくりのポイントをお伝えします。12月は「公益通報者保護法改正」を取り上げ、改正内容を踏まえた制度設計と実務上の留意点を整理します。いずれも、明日からの実務に活かせる内容を、弁護士が分かりやすくお話しします。

セミナー日程・開催テーマ

①問題社員対応の実務



2026年9月29日～10月1日
11:00～12:00

・問題社員が起こしたトラブルの適切な対処法や解雇・退職勧奨の基準
・トラブルにならないための社内や制度設計の方法
・細心の時流に合わせた人事労務対応のポイント

②カスハラ義務化の対応実務



2026年11月11日～13日
11:00～12:00

・義務化される事業主のカスハラ対策と、求められる体制整備の内容
・顧客からの不当な要求やクレームへの具体的な対応手順
・従業員を守るためのマニュアル整備と社内研修の進め方

③公益通報者保護法改正の対応実務



2026年12月9日～11日
11:00～12:00

・改正のポイントと、企業に求められる内部通報体制の見直し
・通報者を保護しつつ適切に運用するための制度設計
・通報を受けた際の調査・対応フローと社内ルールの整備

費用	無料
会場	オンライン（zoomを使用します） ※お申込みいただいたメールアドレス宛にzoomURLをお送りさせていただきます。

参加特典

セミナーにご参加いただいた方に、以下の特典をご用意させていただいております。

①弁護士への無料相談（45分）
②セミナーレジュメの共有

参加をご希望の方は、下記の枠内をご記入のうえ、FAXでご返送をお願いいたします。
※右記のQRコードからもお申し込みが可能です。

FAX：028-612-6071

お申込みフォームはこちら→

法人名		代表者名（連絡担当者）	
電話番号	- -	参加人数	
Mail			
参加希望セミナー □にチェックをお願いいたします	第１回：問題社員対応の実務 □ 2026年9月29日（火） □ 2026年9月30日（水） □ 2026年10月1日（木）	第２回：カスハラ対策義務化の対応実務 □ 2026年11月11日（水） □ 2026年11月12日（木） □ 2026年11月13日（金）	第３回：公益通報者保護法改正の対応実務 □ 2026年12月9日（水） □ 2026年12月10日（木） □ 2026年12月11日（金）

弁護士法人 宇都宮東法律事務所

主催：弁護士法人宇都宮東法律事務所
（栃木県弁護士会所属） FAX:028-612-6071
【住所】栃木県宇都宮市東宿郷4-1-20 山口ビル4階

内容に関するお問い合わせは
028-612-6070